つくばみらい市教育委員会規則第６号

つくばみらい市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

令和８年11月６日

つくばみらい市教育委員会

茨城県つくばみらい市教育委員会之印

つくばみらい市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

つくばみらい市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１８年条例第８号）の規定に基づき、他の規則に特別の定めのあるもののほか、つくばみらい市教育委員会に係る手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う方法については、つくばみらい市長に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１８年規則第１１号）の例による。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。